

事 務 連 絡
令和2年10月22日

都道府県旅行業所管課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）

ツアー実施における感染防止対策の徹底について（周知依頼）

平素より、Go To トラベル事業の円滑な実施にご尽力いただき、誠にありがとうございます。

観光庁では、新型コロナウイルス感染拡大防止と社会経済活動の両立を図っていくため、観光関連事業者と旅行者の双方において、互いに着実に感染症拡大防止策を講じることを参加条件として、Go To トラベル事業を実施してまいりましたが、今般、旅行業者が企画・募集したツアーの実施中に、まとまった数の旅行者等に新型コロナウイルスの感染があったと疑われる事案が発生しました。

旅行業者においては、Go To トラベル事業に参加するか否かにかかわらず、これまでも「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」及び関係するサービスに係る「感染拡大予防ガイドライン」の遵守が求められてきたところです。

こうした事案が発生したことを踏まえ、ツアーの実施にあたっては、各旅行業者において旅行者の健康管理その他の感染防止対策を改めて徹底するよう、貴都道府県の登録旅行業者に対し、周知方よろしくお願い申し上げます。